令和６年度「広報よこはま あさひ区版」デザイン・編集業務委託

受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第１条　「令和６年度広報よこはま あさひ区版デザイン・編集業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条　実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1)　当該事業の概要等

(2)　プロポーザルの手続き

(3)　プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

(4)　評価委員会及び評価に関する事項

(5)　その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条　提案書の内容は、別に定める「提案書作成要領」による。

（評価）

第４条　プロポーザルを特定するための評価は、別に定める「提案書評価基準」により行う。

２　特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（評価委員会の設置）

第５条　プロポーザルの評価にあたっては、「広報よこはま あさひ区版」のデザイン・編集業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行うものとする。

(1)　提案書の評価

(2)　評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3)　評価の集計及び報告

(4)　その他必要と認めるもの

２　委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

　　委員長　　総務課長（旭区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会委員）

　　副委員長　区政推進課長

委員　　　地域振興課長（旭区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会委員）

福祉保健課長（旭区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会委員）

高齢・障害支援課長

３　委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

４　評価委員会は、委員の５分の４以上の出席がなければ開くことができない。

５　委員長は、評価結果を旭区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第６条　業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、業者選定委員会において、次の事項について審査する。

(1)　評価委員の採点が適正に行われたこと

(2)　評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと

(3)　評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4)　特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5)　その他必要な事項

（情報公開の対応）

第７条　開示請求があった場合には、個人情報や業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、公開となる。

（契約）

第８条　前条までの規定に基づいて実施したプロポーザルによって特定した業者と契約した場合、その翌年度及び翌々年度の「広報よこはま あさひ区版デザイン・編集業務委託」にかかる契約については、旭区第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会において、履行年度における業務の実績等をもとに審議した上で、契約の妥当性があると認められた場合には、当該業者と随意契約できるものとする。

２　前項の規定について、当該業者との契約は、当初契約年度を含め３回を上限とする。

附則

この要領は、令和５年12月15日から施行する。